

生活

快適な生活と

美しい環境を守る

現在、河川・湖・海などの汚染が社会問題となっていますが、一般家庭から排出される生活排水による汚れが、その大きな原因といわれています。水質を保全するためには、生活排水の処理対策を進めることが大切です。

その対策として合併処理浄化槽が期待されています。これを設置することにより、生活排水の汚れが10分の1に減り、きれいな水で美しく豊かな自然を守ります。

また、町では浄化槽設置費用の補助制度を実施しています。

合併処理浄化槽を
設置しませんか？

設置費用の補助制度

人槽	補助金額
5人槽	330,000円
7人槽	414,000円
10人槽	546,000円

詳しくは、建設課住宅係

☎(62) 1111 内線145

ミツバチへの危害防止



カンキツ類の開花期防除に当たっては、農薬散布によるミツバチへの危害が生じないよう、近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画など事前に情報交換を行いましう。また、農薬散布に際しては、ミツバチや巣箱に農薬がかからないよう十分注意しましう。

★左記又は最寄りの各広域本部（地域振興局）
農業普及・振興課までお尋ねください。

県農業技術課 ☎096(333)2381
畜産課 ☎096(333)2401

子育て

子育て支援センター

活動状況報告

2月の行事『豆まき』

豆まきは暦の上では2月3日ですが、前日の2日（月）に本センターで、5日（木）に朋遊館で行いました。

まず初めに親子遊び。節分や「冬」にちなんだ絵本や紙芝居の読み聞かせも行いました。その後、今回のメインイベント。壁に貼った鬼を目がけて豆まきを開催。また大豆とアーモンド、ちりめんを使ったスナック（手作り）は、みんなで美味しく頂きました。

そして最後に

「おにのパンツ」

の歌に合わせて、

ダンスをして笑顔でお開きしました。



わらべうたの会

2月23日（火）、ライアーの演奏と昔話の語りから始まりました。そして、次々と歌われるわらべ歌では、参加した親子が聞きながら覚えた歌詞を口ずさみ、全体を使って遊んでいました。



次に、約5m四方もある大布の端を参加者で持って「波」や「通り道」を作るように、布を広げたり閉じたり。ほかには、お手玉を頭に乘せたりお隣の人に渡したりと楽しみました。

本センターでは、毎月数曲のわらべ歌を歌いながら楽しく色々な遊びをしています。最後にはロウソクに火をともして厳肅な中、お誕生日を祝ったり生を受けたことを皆で喜び合ったりしています。

子育て支援センター

☎(62) 3311

自宅出産等の危険性

「妊娠中や産後の相談をお受けします」

このことについて、熊本市要保護児童対策地域協議会「このとりのゆりがご」専門部会からの提言を受けて、自宅出産等の危険性並びに相談窓口について次のとおりお知らせします。

また、本町でもお受けいたしますので、ぜひご活用下さい。

高森町 ☎(62) 1111

■健康推進課健康推進係

(内線122・123)

■住民福祉課福祉係

(内線132・133)

相談日・時間

平日
午前8時30分～午後5時15分

妊婦とココロの相談

思いがけない妊娠等で悩んだらお電話下さい。専門スタッフがお受けしています。

■県女性相談センター

☎096-381-4340 (相談専用)

月曜日～土曜日(祝日は除く)

午前9時～午後8時



出産・養育の相談

■県中央児童相談所

☎096-381-5010

平日/午前8時30分～午後5時15分

■県八代児童相談所

☎0965-32-4426

平日/午前8時30分～午後5時15分

面会交流支援事業

支援員が必ず事前相談を実施したうえで、当事者合意のもと面会交流支援計画書を作成します。その後、計画に基づき、面会交流の当日に子どもの引き取りや相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を行います。

支援対象者

- 概ね15歳未満の子との面会交流を希望する別居している親、又は子どもと別居している親との面会交流を希望する同居している親
- 面会交流の取り決めを行っていて、本事業の支援を受けることについて当事者間で合意していること
- 子どもと同居している親については、県内に住所を有すること

県委託

問▶県母子寡婦福祉連合会

☎096-351-8777

児童ポルノの単純所持が罰せられます

改正児童買春・児童ポルノ禁止法が昨年施行され、今年7月15日から児童ポルノ単純所持罪が適用されます。このことにより、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

少年に有害な雑誌・DVDなどを廃棄する場合は、少年の目に触れることがないよう適切な方法による廃棄をお願いします。



県くらしの安全推進課 ☎096-333-2294

税金

(27年度)軽自動車税
の税額が変わります

地方税法に伴う改正

四輪以上及び三輪の軽自動車

■平成27年3月31日以前に所有している車や中古車を取得した場合には、①の現行税額のままです。

■平成27年4月1日以降に新規購入した場合には、②の新税額が適用されます。

■平成28年度から、最初の登録から13年を経過した車両を所有している場合には、③の経年重課の税額が適用されます。

▶軽自動車税は、毎年4月1日を基準日とし、所有されている方へ課税されます。

▶使用していない軽自動車やバイク等をお持ちの方は、廃車の手続きをお願いします。廃車していない軽自動車やバイク等は課税されます。

▶車両の所有者が死亡したり、転出・転居や譲渡した場合は、所定の手続きをお願いします。

■税務課 税務係

☎ 62-1111

内線 161



164

165

車 両 区 分		税 額 (年 額)		
		①平成27年3月31日以前に登録	②平成27年4月1日以降に登録	③平成28年賦課期日現在で13年経過した車両
軽自動車	三 輪	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

「領収書」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されています

「金銭又は有価証券の受取書」とは—

金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手へ交付する証拠証書のこと。

▶領収証、領収書、受取書、レシートのほか、請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」等と記入したもの、「お買上票」などと称するもので、受領事実を証明する目的で作成するものも該当する。

平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」の受取金額が

5万円未満
の場合

非課税になります！

阿蘇税務署

☎0967-22-0551

▼写真提供/興侶壽一氏(矢津田)



■町農林政策課 ☎62-1111

■県教育庁教育総務局文化課

☎096-333-2705

平成24年・25年に行われた調査によると、カモシカは最近山奥から人里に近い場所まで広い範囲に生息していることがわかってきました。九州のカモシカは減少傾向にあるといわれています。そこで、カモシカの移動や分布をより詳しく知るため、皆さんからの目撃情報をお待ちしております。

カモシカは国の特別天然記念物に指定されている動物で、本町でも確認されています。

カモシカに関する
情報提供のお願い

文化

福祉

障がい者委託訓練
の受講生を募集！

障がいのある方（身体、知的、精神、発達、難病、高次脳機能障がい）を対象とした職業訓練を企業等に委託して県内各地で行っており、受講生を募集しています。仕事に必要な技能習得（パソコン操作や実習等）のための25コー

要約筆記者養成講座
（全21回）を開催！

- 日時** 5月14日～10月29日
毎週木曜日 午前10時～午後3時
★8月13日～8月27日は休み
- 場所** 県身体障がい者福祉センター
- 対象** 高校卒業以上の学力を有する者
- 定員** ①手書き 20人（先着順）
②パソコン 20人（先着順）

要約筆記者

聴覚障害者、とりわけ中途失調者、難聴者の方の社会参加を支援するため、話し言葉を文字に変えることでコミュニケーションの支援を行います。

＝ 申し込み・問い合わせ先 ＝

県聴覚障害者情報提供センター
☎096-383-5595
（申込期限：4月30日まで）

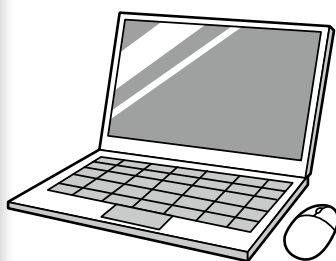
スを計画しており、訓練期間は原則3か月、受講料は無料です（教材などが必要）。

【申し込み先】

求職者 ▼ ハローワーク

在職者 ▼ 県立高等技術専門校

☎096(378)0121



年金

年金だより

国民年金種別変更

国民年金制度では、国内に居住する20歳から60歳までの全ての方に加入義務があります。国民年金の加入種別は、3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、種別変更時にも必要となります。

種別変更の届出を忘れると、年金を受け取れない事もあります。手続きは年金手帳、印鑑を忘れない、その都度行いましょう。



問▼

住民福祉課 福祉係
☎(62) 1111 内線132

国民年金の加入種別		種別変更となるケース
第1号被保険者	自営業や農業などの方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等が対象となり、加入や、種別変更の手続きは、市役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。	第2号被保険者が退職されると第1号被保険者（第3号被保険者になる場合は除く。）となります。また、その方に扶養されていた第3号被保険者がいる場合、その方も第1号被保険者になります。
第2号被保険者	会社や官公庁にお勤めの方、つまり厚生年金や共済年金に加入している方が対照となります。手続きは会社や官公庁が行います。	第1号被保険者又は第3号被保険者が就職して厚生年金等に参加すると第2号被保険者になります。
第3号被保険者	国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象で、届出は、配偶者の勤務先を通じて行います。	会社等を退職して厚生年金等に参加されている方の被扶養配偶者になる方などが第3号被保険者になります。